



# 市 からの 連絡 帳

**8月は、市民税・都民税 普通徴収第2期の納期です。**  
～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課 田(☎042-460-9832)

## 届け出・税・年金など

### 市税の夜間納付相談窓口

仕事などで日中に来られない方のために「夜間納付相談窓口」を開設しています。  
**時** 8月4日(火)・20日(木)午後5時～8時  
**場** 納税課(田無庁舎4階)  
※窓口は田無庁舎のみ  
**内** 市税の納付・相談、納付書の再発行など  
◆納税課 田(☎042-460-9832)

### 家屋調査にご協力を

次の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。  
**対** 平成27年1月2日～翌年1月1日に新築・増改築などをした家屋  
**□調査方法** 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)および住宅設備(風呂・トイレなど)を調査  
**□調査日時** 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら下記へご連絡ください。  
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

次の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。  
**□要件**  
①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅  
②平成27年1月2日～翌年1月1日に

**虐待かもと思ったら いちはやく189番へ**  
189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。

7月1日から、児童相談所全国共通ダイヤルが3桁の番号になりました。電話をかけると近くの児童相談所につながります。  
**□こんなときは189番へ**

- 子どもが虐待を受けているかもしれない
- 子育てに悩んでいる人が近くにいる
- 子育てがづらい、子どもに当たってしまう

匿名でも構いません。連絡者や内容に関する秘密は守られます。  
児童虐待に関する不安は、ためらわずにご相談ください。  
※通話料が掛かります。一部のIP電話からはつながりません。  
※月～土曜日の午前9時～午後4時は、子ども家庭支援センター(相談専用☎042-439-0081)へ  
◆子ども家庭支援センター(☎042-425-3303)

新築した住宅  
③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上  
④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下  
⑤平成28年1月31日までに必要書類を提出(窓口：田無庁舎4階資産税課)  
**□減額期間**

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

**□減額範囲** 居住部分の床面積120㎡<sup>未満</sup>(120㎡を超えるものは120㎡相当部分)  
**□必要書類** ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書  
②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)  
**□申告** 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続方法を説明します。  
**問** ①認定長期優良住宅について…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)  
②新築認定長期優良住宅の減額について…下記へ  
◆資産税課 田(☎042-460-9830)

### 国民年金後納制度のご利用は9月末まで

国民年金に加入期間の未納は、通常2年1カ月を過ぎると時効により納付できなくなります。  
2年1カ月を過ぎた未納分のうち過去10年以内のものは、9月30日(水)までに限り年金事務所に申し込むことで納付できます(後納制度)。  
支払う保険料は、当時の保険料に経過した期間に応じた加算額が上乗せされます。詳細は問へご確認ください。  
※老齢基礎年金受給者は利用不可  
**問** 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)  
◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

### 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金を見直し

一部負担金の割合は、8月1日に世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得により判定(定期判定)されます。  
**◆一部負担金の割合**  
**□一般…1割**  
**対** 住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者  
※同世帯の被保険者全員が145万円未満  
※基準収入額適用申請書提出者も含む  
**□現役並み所得者…3割**  
**対** 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者および同世帯の被保険者  
※住民税課税所得…総所得金額などから各種所得控除を差し引いて算出します。  
一部負担金の割合(1・3割)に変更があった方は、8月1日から新たな一部負担金の割合が適用されます。月初めに医療機関を受診する際は、一部負担金の割合に変更があったことを伝えてください。  
後期高齢者医療制度については、広域連合HP「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。  
◆保険年金課 田(☎042-460-9823)  
※新町地区にお住まいの方は必ず市外局番(042)からおかけください。

## 子育て

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届のご提出を

現況届は、手当受給者・その配偶者・扶養義務者の前年の所得・養育状況などを確認する書類です。  
現在受給している方(所得超過による支給停止の方を含む)へ7月末に「お知らせ」を送付しましたので、窓口で受給者本人が提出してください。提出がない場合、8月以降の手当が支給停止となる場合があります。  
**◆児童扶養手当**  
**□受付期間** 8月3日(月)～31日(月)  
**◆特別児童扶養手当**  
**□受付期間** 8月8日(土)～31日(月)  
◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

## 暮らし

### わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。  
**時・場** 8月15日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階  
※1人40分程度  
**対** ①市内にある地上2階建て以下の木造戸建てで、自ら所有し居住している住宅  
②原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅  
**定** 8人(申込順)  
**申** 3日前までに電話で下記へ  
**□相談員** 住みよい町をつくる会に所属する相談員  
◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

## 募集

### 排水設備工事責任技術者

東京都下水道局では、平成27年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を次のとおり実施します。  
**時** 10月4日(日)午前10時～正午  
**場** 青山学院大学(渋谷区渋谷4-4-25)  
**¥** 6,000円  
**□申込書** 下水道課(保谷庁舎5階)で配布  
**□申込期間** 8月3日(月)～31日(月)  
◆下水道課 保(☎042-438-4060)

## その他

### 生ごみ減量モニター募集の終了

「生ごみ減量モニター募集」(ECO羅針盤第20号に掲載)へのたくさんのご応募ありがとうございます。定数に達したため、募集を締め切ります。  
◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

**〈お詫びと訂正〉**  
市報7月15日号の3面「教育長が代わりました」の記事において、年齢と任期に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。  
(正)年齢：56歳 任期：3年

## 心身障害者各種手当・助成制度 ～申請と現況届～

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

**◆各種手当・助成制度の申請**

**□提出期限**

- 心身障害者医療費助成制度…9月30日(水)
- 各種手当・助成制度…8月31日(月)(重度手当は11月中)

※障害程度・年齢制限など各種要件あり。詳細は、お問い合わせください。

**□所得限度額** ①心身障害者医療費助成・心身障害者福祉手当・自動車燃料費助成・タクシー料金助成

税法上の扶養人数	障害者本人(20歳未満の方は扶養義務者 <sup>※</sup> )	
0人	360万4,000円	
1人	398万4,000円	
2人	436万4,000円	
3人	474万4,000円	
4人	512万4,000円	

②特別障害者手当・障害児福祉手当

税法上の扶養人数	障害者本人	配偶者および扶養義務者
0人	360万4,000円	628万7,000円
1人	398万4,000円	653万6,000円
2人	436万4,000円	674万9,000円
3人	474万4,000円	696万2,000円
4人	512万4,000円	717万5,000円

※各種控除後(手当・助成用の控除額)の金額で判定

**◆現況届の提出**

下記手当の受給者に現況届を送付します。

**□提出期限**

- 重度心身障害者手当…8月31日(月)
- 特別障害者手当<sup>※</sup>…9月10日(水)

**■心身障害者タクシー料金助成の申請**

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しい利用券を交付します。※従来の利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。  
**時** 7月31日(金)～8月31日(月)  
※期間以降は、申請した月分からの助成となります。  
**場** 障害福祉課(両庁舎1階)  
**対** 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方  
**持** ①身体障害者手帳または愛の手帳  
②申請書(対象者に送付済み)  
③障害者本人の印鑑(代理人が申請する場合は、その方の印鑑も)

いずれの制度も前年度と変更ありません。申請前にさかのぼっての制度適用はありませんので、今回新しく対象になると思われる方は申請してください。

**■心身障害者自動車燃料費助成の申請**

**時** 8月7日(金)～31日(月)  
**場** 障害福祉課(両庁舎1階) ※郵送可  
**対** ①身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方  
②身体障害者手帳1～4級で自ら運転する方  
**持** ①現況届兼請求書(対象者に送付済み)  
②障害者本人の印鑑(代理人が申請する場合は、その方の印鑑も)  
③車検証のコピー  
④運転免許証のコピー  
⑤障害者本人の振込先口座(20歳未満の場合は保護者の口座可)  
⑥下記請求対象期間内に給油した際の領収書などの原本  
**□対象期間** 2～7月(この間に新たに認定申請をした方は、認定申請月～7月)